

ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、主に地方自治体の動物愛護管理担当職員が、動物虐待に至る可能性のある不適正飼養に適切に対応することにより、動物虐待を防止するため、また、動物虐待の該当性を判断し、円滑に対応するための考え方について解説するものであり、「動物虐待等に関する基本事項」、「動物虐待等に関する対応」という2つのパートで構成されている。加えて、動物虐待に対する獣医学的評価についても解説する。なお、本ガイドラインで「都道府県」と記載している場合、都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を指す。

なお、本ガイドラインにおける動物愛護管理法の条項は、令和4年6月施行の新条項で記載しているが、「法第47条の3」については、令和4年5月までは「法第47条の2」である点についてご留意いただきたい。

■ ガイドラインの構成

「第1章 動物虐待等に関する基本事項」では、動物愛護管理法における動物虐待等の位置づけや虐待を受けるおそれがある事態及び動物虐待等事案とは何か、また、それらの対象となる動物等について解説している。

「第2章 動物虐待等に関する対応」では、虐待を受けるおそれがある事態及び動物虐待等事案に係る対応をフロー図として示し、行政職員としての具体的な対応及び対応に当たった際の留意事項等も含め整理した。

また、虐待を受けるおそれがある事態及び動物虐待等事案への該当性を判断し、適切に対応するためには、動物の苦痛の程度等を判断するための獣医学的知見が非常に重要になることから、「動物虐待に対する獣医学的評価」に関しては、日本獣医生命科学大学の田中亜紀先生に参考資料として、動物虐待が疑われる際に確認すべき動物の状態等について御執筆いただき掲載している。警察等の捜査機関から、動物愛護管理担当職員として動物の状態についての所見を求められる機会もあることから、積極的に活用いただきたい。また、令和元年法改正において、動物虐待をいち早く探知するため、虐待が疑われる際の獣医師による通報が義務化されたことから、行政獣医師以外の民間獣医師におかれても御参照いただければ幸いである。

■ ガイドラインが対象とする動物

本ガイドラインでは、「愛護動物虐待等罪」(法第44条)については人との関わりがある家庭動物等、展示動物、産業動物、実験動物を、また、「(動物が)虐待を受けるおそれがある事態」(法第25条)については哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであって、産業動物及び実験動物以外の動物を対象動物としている。また、双方共通して純粋な野生状態の下にある動物は対象外となる。詳細は第1章2.において後述する。

■ ガイドラインを用いる関係者

動物愛護管理担当職員のみならず、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の畜産、公衆衛生などの動物関係部局、社会福祉部局、生活環境等所管部局の行政職員、また、その他関係機関（警察、獣医師会等）や動物病院、動物愛護団体等においても参考にしていただきたいと考える。

■ 用語解説

用語	解説
愛護動物	動物愛護管理法第44条第4項に規定される愛護動物虐待等罪の客体となる動物。
愛護動物虐待等罪	愛護動物殺傷罪・愛護動物虐待罪・愛護動物遺棄罪（動物愛護管理法第44条第1～3項）の3罪の総称。
愛護動物殺傷罪	動物愛護管理法第44条第1項に規定される罪。
愛護動物虐待罪	動物愛護管理法第44条第2項に規定される罪。
愛護動物遺棄罪	動物愛護管理法第44条第3項に規定される罪。
虐待を受けるおそれがある事態	動物愛護管理法施行規則第12条の2に規定されている事態。動物愛護管理法第25条第4項の対応を要する。
行政獣医師	国家公務員、地方公務員の獣医師。動物愛護管理行政、農林水産行政、公衆衛生行政等に携わり、検疫所等の国の機関のほか、都道府県庁、保健所、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等と活躍の場は幅広い。
行為者	動物虐待等を行った者及び虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者。一般の飼い主だけでなく、動物取扱業者等も含む。
動物虐待	愛護動物虐待罪（法第44条第2項）が問われる行為。
動物虐待事案	愛護動物虐待罪（法第44条第2項）として問題になっている事柄、また、問題となるべき事柄・案件。
動物虐待等	愛護動物虐待等罪（法第44条第1～3項）が問われる行為。
動物虐待等事案	愛護動物虐待等罪（法第44条第1～3項）として問題になっている事柄、また、問題となるべき事柄・案件。
保護法益	法によって保護される国家的・社会的又は個人的な利益。
民間獣医師	行政獣医師以外の獣医師。動物病院に勤める臨床獣医師だけでなく、研究機関や民間企業等に勤務する獣医師を含む。